9章　防水工事

5節　塗膜防水

9．5．1　一般事項

この節は、コンクリート下地に、屋根用塗膜防水材（ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系）を用いて施工する塗膜防水に適用する。

9．5．2　材　料

（1）　主材料

塗膜を形成する材料は JIS A 6021（建築用塗膜防水材）の屋根用に基づき、種類はウレタンゴム系高伸長形又はゴムアスファルト系とし、立上り部は立上り用又は共用を用いる。

（2）　保護緩衝材

地下外壁防水の保護に使用する場合、保護緩衝材の材質は補強クロス付きポリエチレン発泡材とし、厚さ5㎜以上のものとする。

（3）　絶縁用シート

屋内防水層と保護コンクリートを絶縁する目的で使用する場合、絶縁用シートは、9.2.2(10)によるポリエチレンフィルム又はフラットヤーンクロスとする。

（4）　その他の材料

プライマー、補強布、接着剤、通気緩衝シート、シーリング材、仕上塗料等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

9．5．3　防水層の種別及び工程

（1）　ウレタンゴム系塗膜防水は、次による。

（ア）　防水層の工法による種別及び工程は表9.5.1により、種別は特記による。

表9．5．1ウレタンゴム系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	X－1（絶縁工法）		X－2（密着工法）	
工程	材料　・　工法	使用量 kg/㎡	材料　・　工法	使用量 kg/㎡
1	接着剤塗り通気緩衝シート張り（注）1	0．3	プライマー塗り	0．2
2	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	3．0	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り補強布張り	0．3
3	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	（注）4・5	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	2.7（注）4・5
4	仕上塗料塗り（注）6	—	ウレタンゴム系塗膜防水材塗り	(1.7)（注）2
5	—	—	仕上塗料塗り（注）6	

（注）1.接着剤以外による通気緩衝シートの張付け方法は、主材料の製造所の仕様による。
2.立上り部は全て、種別 X－2とし、工程3及び工程4のウレタンゴム系防水材の使用量を（）内とする。
3.表中のウレタンゴム系塗膜防水材の使用量は、硬化物比重が 1.0である材料の場合を示しており、硬化物比重がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量を換算する。
4.ウレタンゴム系塗膜防水材塗りは2回以上に分割して塗り付ける。
5.ウレタンゴム系塗膜防水材塗りの1工程当たりの使用量は、平場は 2.5kg/㎡、立上りは1.5kg/㎡を上限とする。
6.仕上塗料の種類及び使用量は、特記による。
特記がなければ、使用量は主材料の製造所の仕様による。

（イ）　種別X－1において、脱気装置の種類及び設置数量は、特記による。
特記がなければ、主材料の製造所の仕様による。

（2） ゴムアスファルト系塗膜防水は、次による。
防水層の種別及び工程は表 9.5.2により、種別は特記による。

表9．5．2ゴムアスファルト系塗膜防水工法の種別及び工程

種別	Y－1（注）1		Y－2（注）1	
工程	材料 ・ 工法	使用量 kg/㎡	材料 ・ 工法	使用量 kg/㎡
1	プライマー吹付け又は塗り	0．2	プライマー塗り	0．2
2	ゴムアスファルト系塗膜防水材 吹付け又は塗り	7．0	ゴムアスファルト系塗膜防水材塗り 補強布張り	4．5 （注）3
3	保護緩衝材	—	ゴムアスファルト系塗膜防水材塗り	
4	—	—	絶縁シート	—
5	—	—	保護コンクリート又は保護モルタル	—

（注） 1.Y－1については地下外壁防水、Y－2については屋内防水に適用する。
2.表中のゴムアスファルト系塗膜防水材の使用量は、固形分 60%（質量）である材料の場合 を示しており、固形分がこれ以外の場合は、所定の塗膜厚を確保するように使用量 を換算する。
3.塗り回数は、主材料の製造所の仕様による。
4.工程5の保護層の仕様は、特記による。
なお、保護モルタルとした場合は、工程4の絶縁シートを省略する。

9．5．4 施工

（1） 防水層の下地は、次による。
（ア） 防水層の下地は、9.2.4(1)による。ただし、出隅は通りよく45° の面取りとし、入隅は通りよく直角とする。

（イ） ルーフドレン回り、配管回り及び和風便器と防水層の取合いは、7節により、防水下地材に応じた適切なシーリング材で措置を講ずる。

（2） プライマー塗りは、下地が十分乾燥した後に清掃を行い、ローラーばけ等を用いて当日の施工範囲をむらなく塗布する。

（3） 下地の補強は、次による。
（ア） コンクリートの打継ぎ箇所等で防水上不具合のある下地は、監督職員と協議のうえ、U字形にハツリ、シーリング材を充填したうえ、幅 100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
ただし、種別X－1における通気緩衝シートの下になる部位については、主材料の製造所の仕様による。

（イ） 出隅及び入隅は、種別 Y－1の場合は幅200mm以上、種別Y－2 の場合は幅 100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。
なお、種別Y－1の補強塗りは、増吹き又は増塗りする場合は補強布を省略することができる。

（ウ） ルーフドレン、配管等の取合いは、幅100mm以上の補強布を用いて補強塗りを行う。

（4） 塗膜防水材塗りは、次による。
（ア） 塗膜防水材は、主材料の製造所の仕様により、可使時間に見合った量及び方法で練り混ぜる。

（イ） 塗膜防水材は、材料に見合った方法で均一に塗り付ける。
なお、種別X－2 又はY－2の補強布張りは、防水材を塗りながら行う。

（ウ） 塗継ぎの重ね幅は 100mm以上とし、補強布の重ね幅は50mm以上とする。

（5） (1)から(4)まで以外は、主材料の製造所の仕様による。